

○碧南市青少年問題協議会条例

〔平成元年12月26日〕
〔条 例 第 47 号〕

改正 平成12年12月25日 条例第43号

平成26年 3月25日 条例第 6号

碧南市青少年問題協議会条例（昭和37年碧南市条例第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）第1条及び第6条の規定に基づき、青少年問題協議会の設置等について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 碧南市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（委員）

第3条 協議会の委員は、22人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 各種団体を代表する者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 市民の代表
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は委員の互選によって定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成2年1月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月25日条例第43号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成26年 3月25日条例第 6号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。